

参考資料

1 地域福祉保健計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

社会福祉法第 107 条の規定に基づき、各市町村が策定することとなっている「地域福祉計画」に位置づけられますが、横浜市では、福祉と保健の両分野の取組を一体的に推進するため、計画の名称を「地域福祉保健計画」としています。横浜市には市全体の計画である市地域福祉保健計画（＝市計画）と、区ごとに策定する区地域福祉保健計画（＝区計画）があります。

同様の計画として、全国社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画策定指針に基づいて策定・推進する「地域福祉活動計画」があります。この計画は、住民や各種施設、団体等が社会福祉協議会と協働し、民間サイドから福祉のまちづくりを進める活動・行動計画です。

地域の福祉保健を推進するこの 2 つの計画が相互に補完し、連携と役割分担をすることがより効果的かつ効率的な推進につながることから、港北区では第 2 期計画から、区計画である「港北区地域福祉保健計画」と区社協が策定する「港北区地域福祉活動計画」を一体的に策定し、名称を「港北区地域福祉保健計画」に統一しました。

(2) 市計画との関係

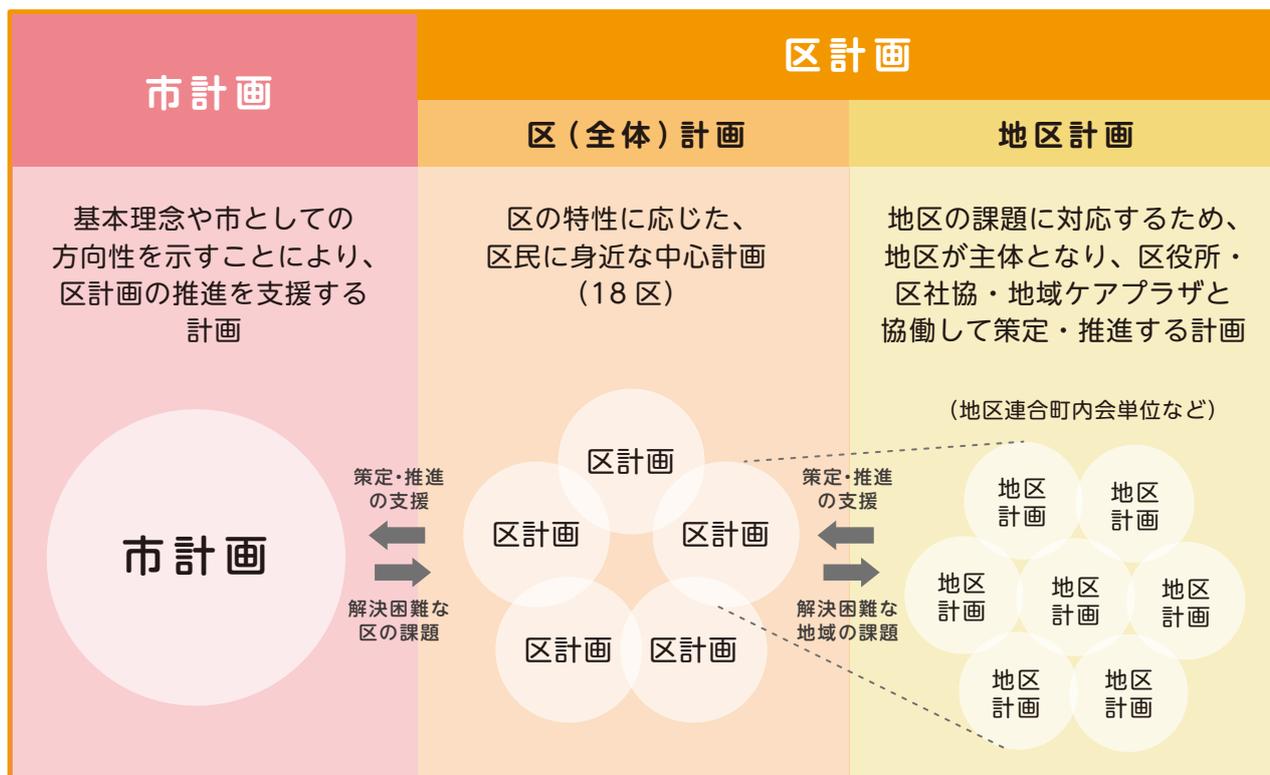
横浜市の地域福祉保健計画は、市計画と 18 区の区計画で構成しています。政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。

〈市計画・区計画の計画期間〉

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市計画	第 1 期					第 2 期					第 3 期					第 4 期					第 5 期	
活動計画 (市社協)	第 2 次	第 3 次					第 4 次					第 3 期					第 4 期					第 5 期
区計画		第 1 期					第 2 期					第 3 期					第 4 期					
活動計画 (区社協)	第 2 次	第 3 次					第 2 期					第 3 期					第 4 期					



(市計画・区計画の関係性)



(3) 福祉保健の分野別計画との関係

横浜市では、福祉保健の分野別計画として、次のようなものを策定しています。

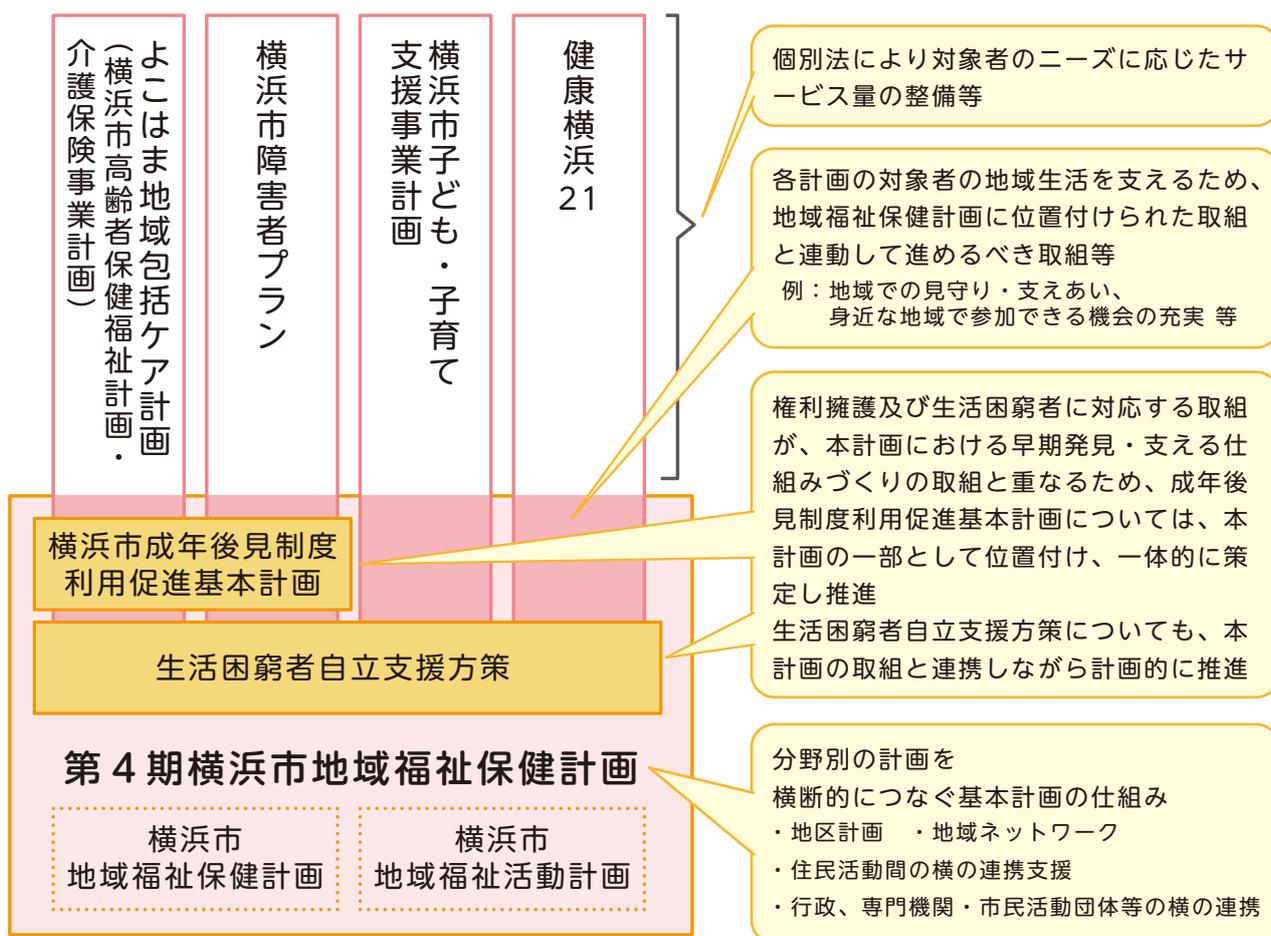
- ◆ **よこはま地域包括ケア計画(横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)**
高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施、さらに中長期的な視点から地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に関する総合的な計画
- ◆ **横浜市障害者プラン**
障害者に関する施策の基本的な方向性や、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量及び制度の円滑な実施の確保を進めていくことを定めたもの
- ◆ **横浜市子ども・子育て支援事業計画**
子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定めたもの
- ◆ **健康横浜 21**
市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病に着目した市の健康づくりの指針

参考資料

地域福祉保健計画は、地域の視点から各分野別計画に共通する理念、方針、及び取組推進の方向性を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

〈他プランとの関係性〉

地域福祉保健計画と他分野との関係 → 分野別の福祉保健行政を横断的に展開する仕組みづくり



2 国における法改正・制度見直しの状況

地域共生社会の実現に向けた考え方や方向性を踏まえ、国では法改正・制度見直しが行われています。横浜市でも国の動向にあわせた施策を進めています。

(1) 市町村地域福祉計画（平成 29 年 6 月改正社会福祉法）

「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化」等が規定されました。



(2) 社会福祉法人の地域貢献（平成 28 年 3 月改正社会福祉法）

社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

(3) 生活困窮者自立支援制度（平成 27 年 4 月生活困窮者自立支援法）

経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティーネットとして制度化されました。生活困窮の背景にある社会的な孤立に対しては、地域の中で解決を図ることが重要となります。その端緒に気づき、支援につなげる体制、地域の多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくり等に取り組むことが重要とされています。

(4) 成年後見制度利用促進基本計画

（平成 28 年 5 月成年後見制度の利用の促進に関する法律）

平成 29 年 3 月に上記の法律を踏まえ、国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっています。

3 港北区の地域福祉保健に関する状況

(1) 人口・世帯数は緩やかな増加が続いている

年少人口、生産年齢人口、高齢人口がともに増加しています。中でも、生産年齢人口の比率が市平均と比べて高いまま維持されています。（表 1）

人口は令和 19 年頃まで緩やかな増加傾向が続き、その後緩やかに減少していく見込みです。認知症や要介護認定の割合が高くなる 75 歳以上の高齢者数は大きく増加していく見込みです。15 歳未満の人口は令和 9 年頃まで緩やかな増加が続き、その後緩やかに減少していく見込みです。（図 2）

図1 人口、世帯数、平均世帯規模の動向 ※港北区資料による

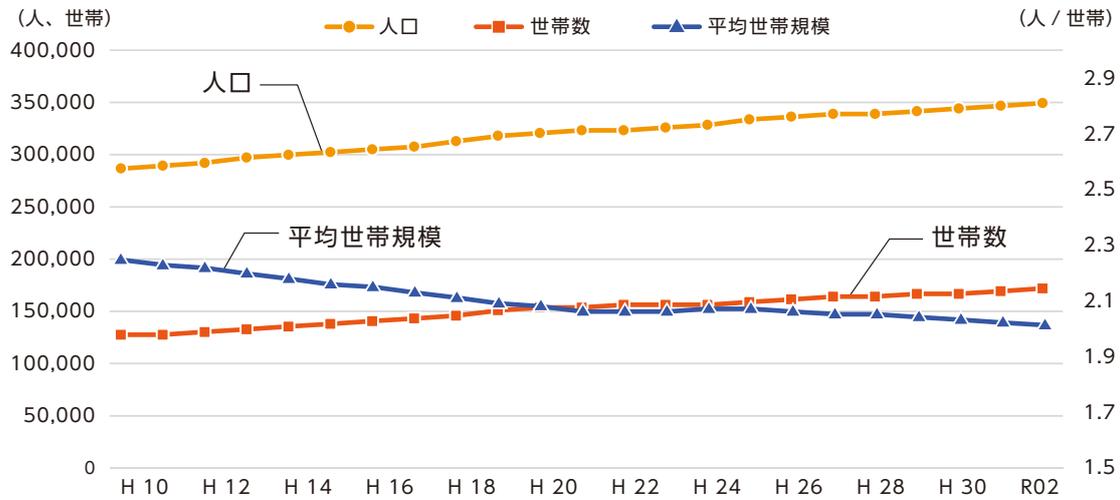
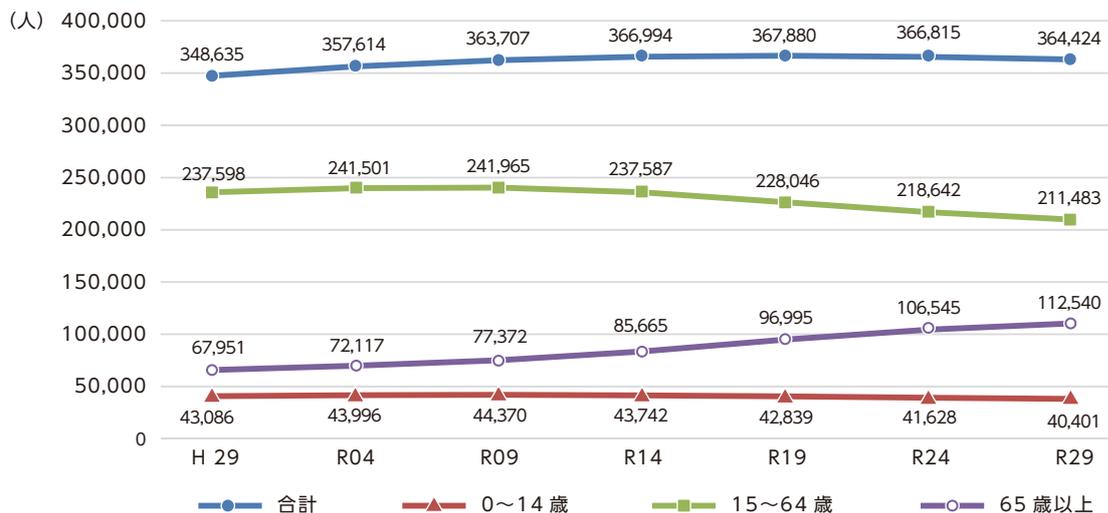


表1 人口動向 ※港北区資料による

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年 平均比率	令和 2 年市 平均比率
人口総数	324,813 人	338,682 人	350,891 人	100.0 %	100.0 %
0~14 歳人口	41,811 人	43,345 人	44,125 人	12.6 %	12.0 %
(内 0~5 歳)	17,332 人	18,978 人	18,505 人	5.3 %	4.5 %
15~64 歳人口	228,958 人	231,000 人	237,114 人	67.6 %	63.4 %
(内 20~24 歳)	18,417 人	18,147 人	20,411 人	5.8 %	5.4 %
(内 25~39 歳)	87,878 人	80,424 人	75,934 人	21.6 %	17.4 %
65 歳以上人口	54,044 人	64,337 人	69,652 人	19.9 %	24.6 %
(内 65~74 歳)	29,660 人	34,566 人	34,083 人	9.7 %	11.8 %
(内 75 歳以上)	24,384 人	29,771 人	35,569 人	10.1 %	12.8 %

青字：市平均より高い 赤字：市平均より低い

図2 将来人口推計 ※横浜市将来人口推計（政策局）による





(2) 規模の小さい世帯が多く、単独世帯が増加

1世帯あたりの平均人員は徐々に減り、令和2年9月末現在は2.01人で市の平均2.06人を下回っています。世帯の内45.6%の世帯が単独世帯となっています(図3)。75歳以上世帯員のいる世帯のうち約7割は夫婦のみの世帯又は単独世帯となっています(図4)。

図3 世帯における人数(世帯数の割合)

※港北区資料による

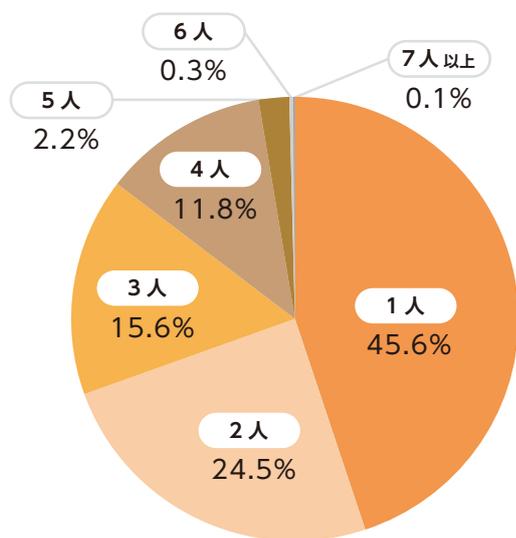
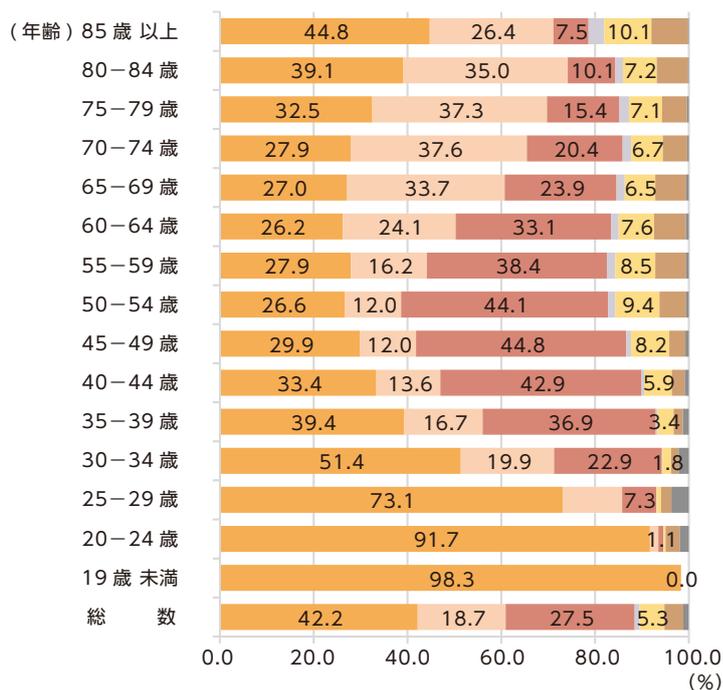


図4 世帯主の年齢ごとの家族構成

※平成27年国勢調査による



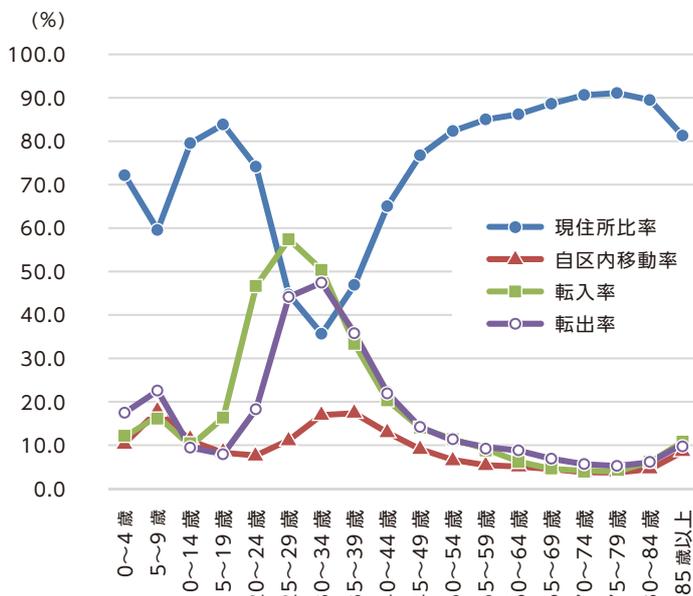
■ 単独世帯
■ 夫婦のみの世帯
■ 夫婦と子どもから成る世帯
■ 男親と子どもから成る世帯
■ 女親と子どもから成る世帯
■ 核家族以外の世帯
■ 非親族を含む世帯

(3) 転出入が活発

市外との転入、転出がともに活発に続いており、転入超過が人口増加につながっています。特に20~39歳では、5年間で転出入した人(現住所以外)が移動しなかった人(現住所)を上回っていることが特徴です。(図5)

図5 移動人口の年齢別比率

※図5 平成22年と平成27年の国勢調査による。
 ※平成22年から平成27年の5年間で転出、転入、自区内移動した人の年齢5歳別の割合。



参考資料

(4) 子育て世代が多く、共働き率が高い

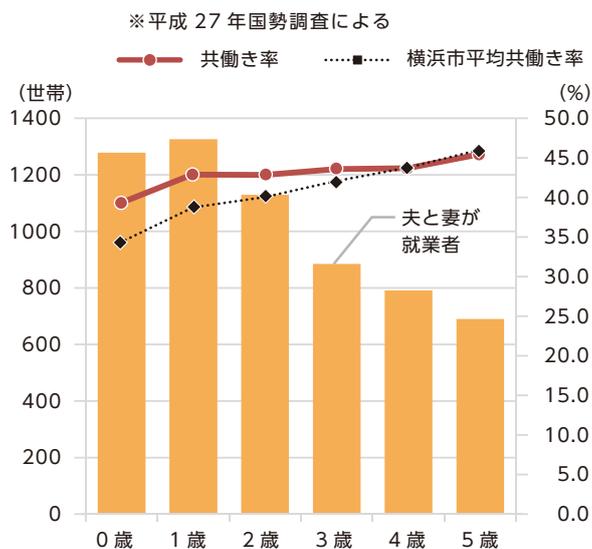
港北区の令和2年の出生数は3,204人で、市内第1位です。

区全体では6歳未満の子どもの人口比率は横浜市平均より高く、小さな子どものいる世帯のほとんどが核家族世帯となっています(図6)。子どもがいる夫婦の共働き率は全般的に上昇傾向ですが、特に0~5歳の子どもがいる世帯は42.7%で、5年前の32.6%から大きく増加しました。横浜市の平均40.1%より高くなっています。(図7)

図6 6歳未満の子どもの暮らし方



図7 子どものいる夫婦の年齢別共働き率



(5) 支援の必要な高齢者が増えている

横浜市平均と比べて高齢者(65歳以上)の人口比率は低いですが、約18.8%が介護認定を受けており、その割合は増加しています(図8)。今後も高齢者の増加が見込まれ、特に支援の必要性が高まる75歳以上の高齢者が増えていくと考えられます。また、高齢者のみで構成される世帯が増えています。(図9)

図8 介護認定者数の65歳以上人口比

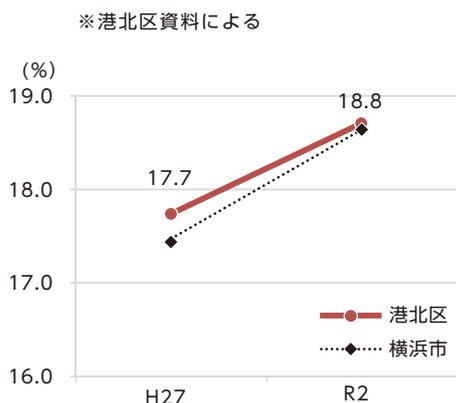
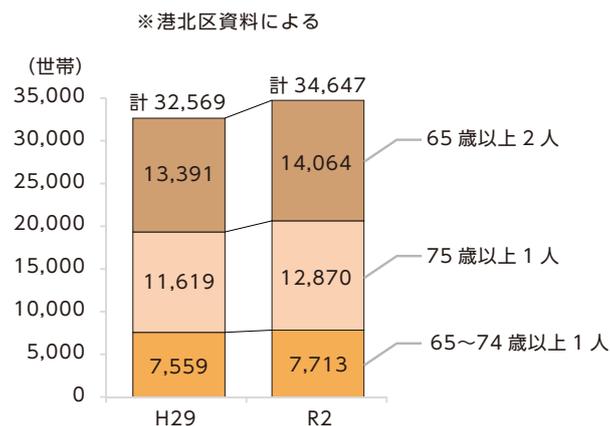


図9 高齢者のみの世帯の動向





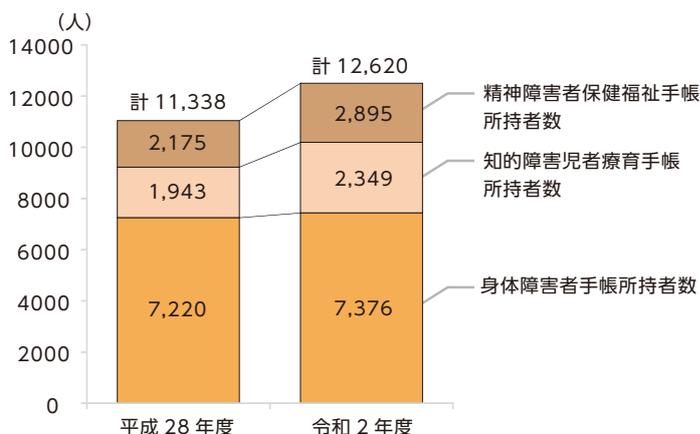
(6) 障害者手帳の所持者数が増加している

区内で障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持っている方は 12,000 人を超え、この 5 年間で 1,000 人以上増えています。

内訳を見ると、特に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加が大きくなっています。（図 10）

図 10 障害者手帳所持者数の動向

※港北区資料による



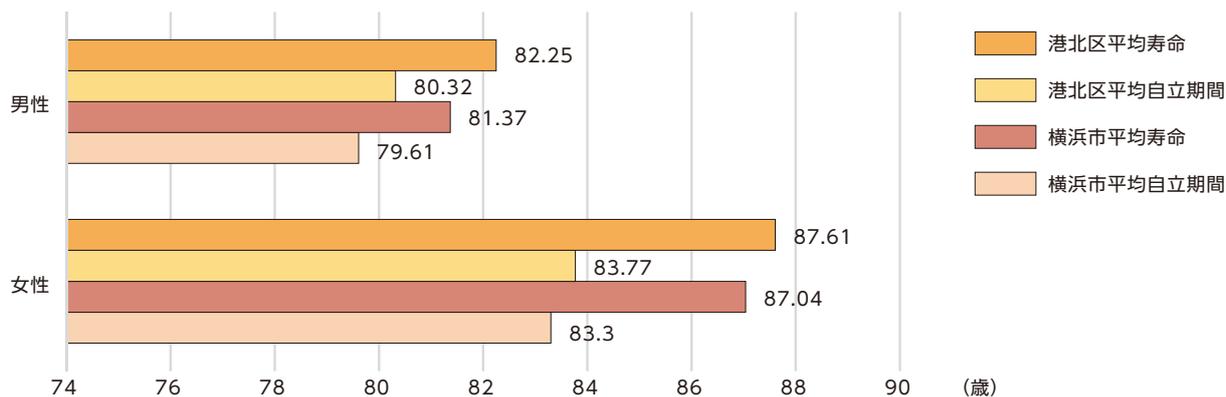
(7) 平均寿命、平均自立期間ともに市平均より長い

区民の平均寿命は、男性は 82.25 歳、女性は 87.61 歳、平均自立期間は、男性は 80.32 歳、女性は 83.77 歳です。男女ともに横浜市平均よりも長い期間となっています。（図 11）

※平均自立期間：日常生活に介護を要しない期間の平均

図 11 平均寿命と平均自立期間

※「第 2 期健康横浜 21」中間評価報告書による



4 区民意識調査結果

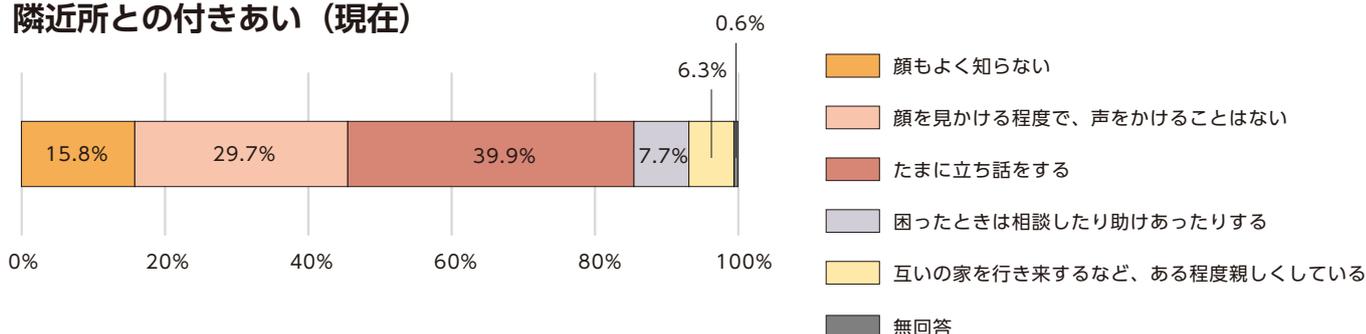
平成 30 年 9 月に港北区地域福祉保健計画の推進のため、区民の健康づくりや福祉に関する意識や行動について基礎的な状況を調査し、区民の特性に応じた取組や事業展開を図ることを目的に、調査を実施しました。(回答数 1,673 件) 主な結果を紹介します。(以下、平成 30 年度港北区地域福祉保健計画に関する区民意識調査報告書より)

(1) 隣近所とは、「顔見知り・声かけ」の関係を求める人が多い

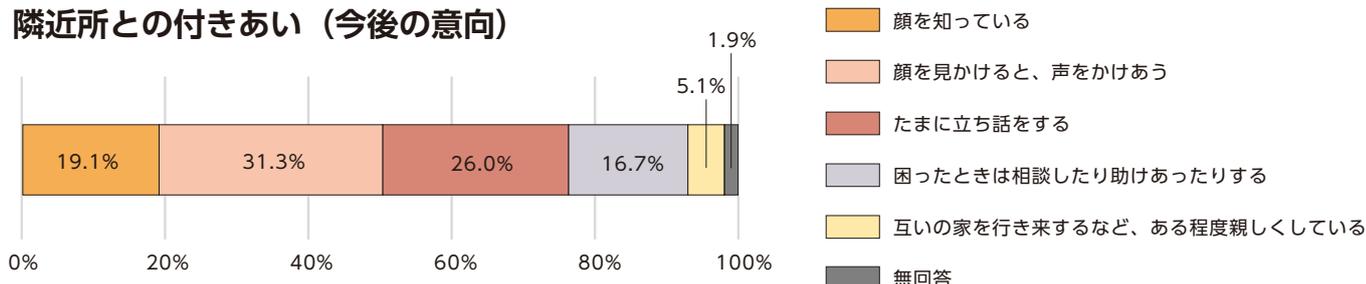
隣近所との付き合いは概ね若い世代の方が「顔もよく知らない」「顔を見かける程度で、声をかけることはない」と回答する割合が多く、高齢の世代の方は「たまに立ち話をする」「困ったときは相談したり助けあったりする」「互いの家を行き来するなど、ある程度親しくしている」と回答する割合が多くなっています。

今後の意向では、全体的には「顔を見かけると声をかけあう」と回答した割合が 3 割と最も多く、顔見知り・声かけの関係を求める割合が半数を占めています。【隣近所との付き合い（現在）】と比較すると、「たまに立ち話をする」が減少し、「困ったときは相談・助けあう」が増加しています。

隣近所との付き合い（現在）



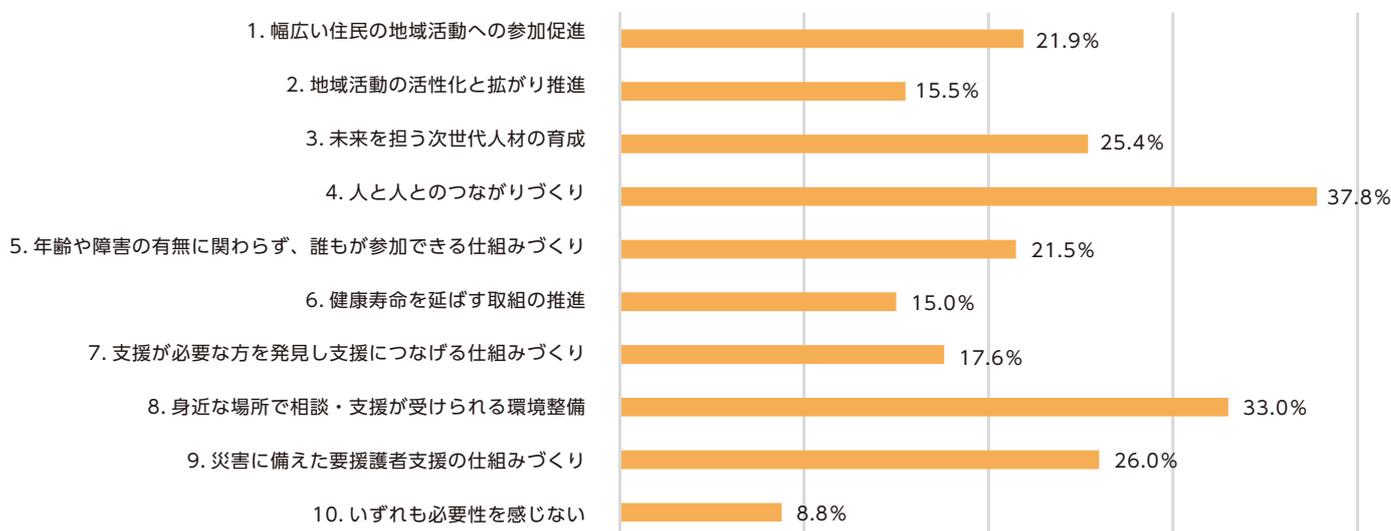
隣近所との付き合い（今後の意向）





(2) 人と人とのつながりづくりが必要と考える人が多い

港北区で特に必要と考える福祉保健の取組として、「人と人とのつながりづくり」「身近な場所で相談・支援が受けられる環境整備」があがっています。



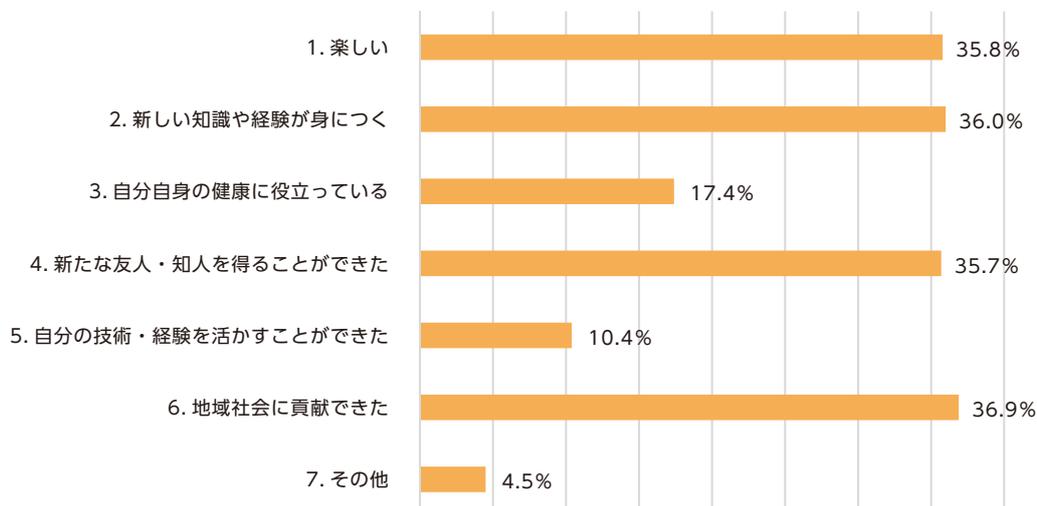
(3) 地域活動に参加して良かったと思うことは、年代により異なる

地域活動に参加して良かったことは「地域社会への貢献」が最も多く、次いで「新しい知識や経験が身につく」「楽しい」「新たな友人を得る」の順に多くなっています。年代別では、20～40 歳代は「楽しさ」を、50 歳代は「地域社会への貢献」を、60 歳代では「新たな友人」「新たな知識・経験」と回答した割合が多くなっています。

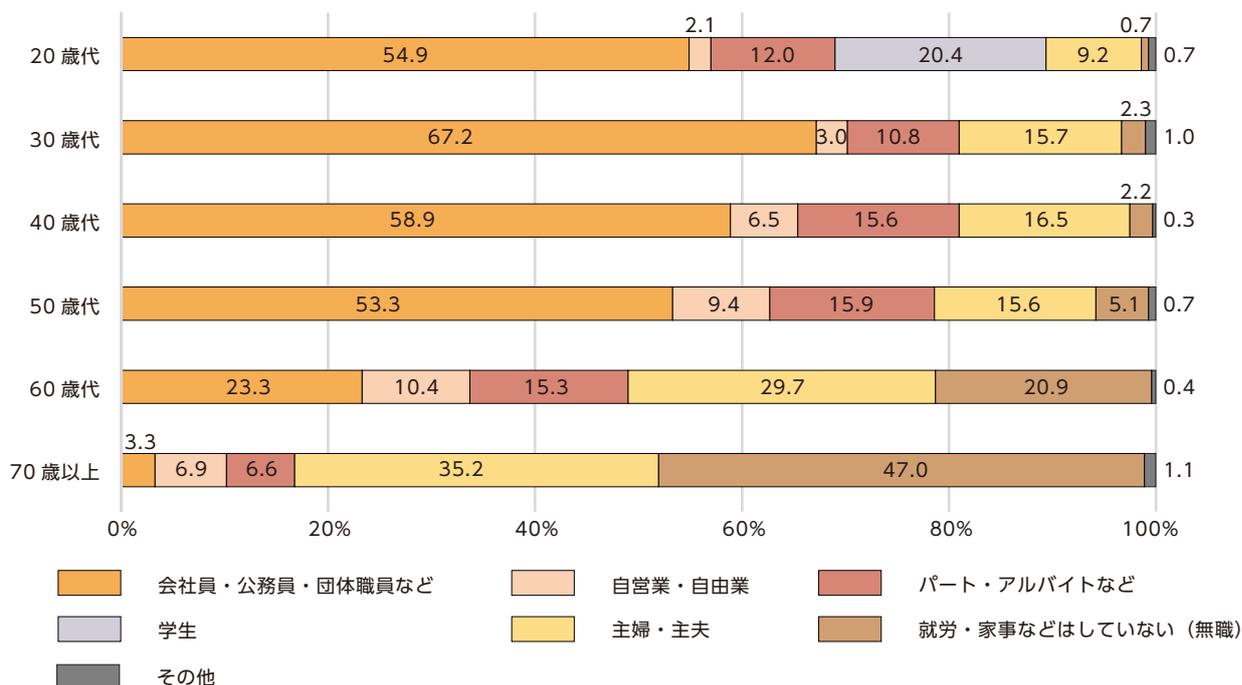
60 歳代でも5割近くが何らかの形で就業しています。また、60 歳代男性は、今後の地域活動への参加に積極的な意向を持っています。

地域活動から得られたもの (全体)

※地域活動への参加経験が1つ以上ある方



年代別就業状況



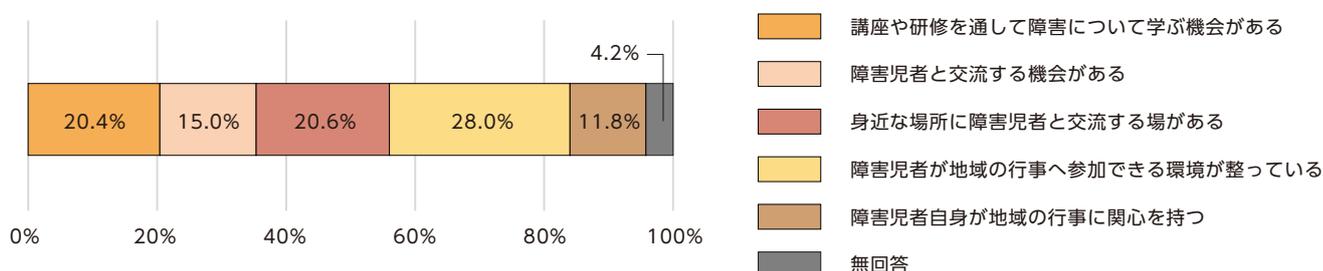
(5) 子どもの見守りには「子どもたちが安心して集える居場所」を求める人が多い

地域ぐるみで子どもを見守るために最も必要と思うことに対しては、「子どもたちが安心して集える居場所」があることと回答した割合が多く、次いで「子どもたちへの声かけ」が多くなっています。



(6) 障害の有無に関わらず住民が主体的に参加できるまちを作るために最も必要なこと

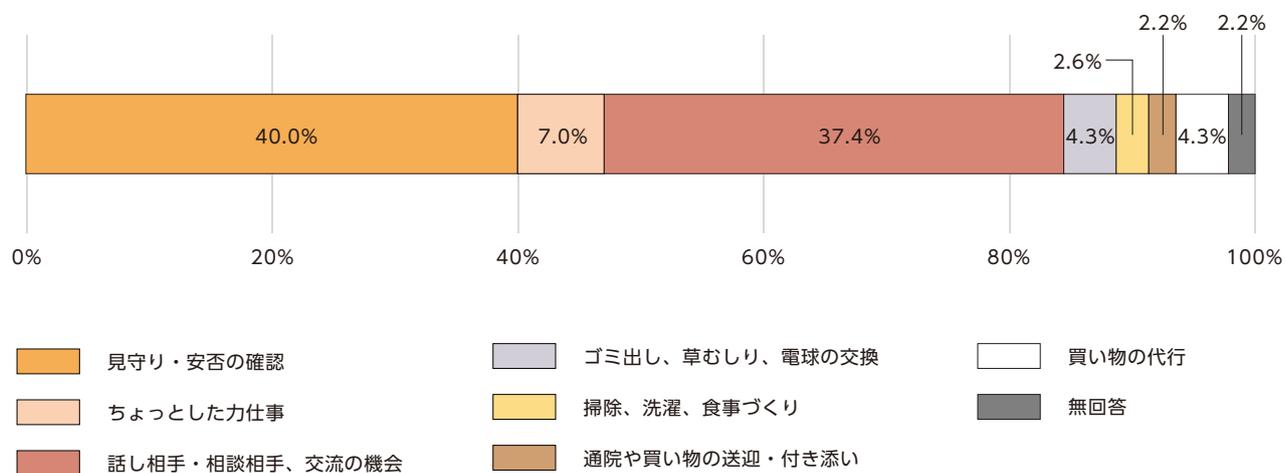
「障害児者が地域の行事へ参加できる環境が整っている」と回答した割合が最も多く、次いで「身近な場所に障害児者と交流する場がある」が多くなっています。





(7) 高齢者への日常的な支援として最も必要と思うこと

「見守り・安否確認」と回答した割合が最も多く、次いで「話し相手・相談相手、交流の機会」が多くなっています。



5 第4期計画策定の経過

年度	月	区計画	地区計画
平成30年度	6月 8月 11月	<p>計画の周知、地域活動への参加等について調査</p> <p>区民意識調査</p>	<p>各地区計画推進委員会</p> <p>地区連絡会議</p>
令和元年度(2019)	8月 10月 2月	<p>第1回策定・推進会議</p> <p>第1回検討部会</p> <p>第2回検討部会</p> <p>第3回検討部会</p> <p>第4期計画が目指す5年後の姿や、そのために取り組む内容について検討</p> <p>第2回策定・推進会議</p> <p>第3期計画振り返り次期計画骨子検討計画検討部会設置</p> <p>福祉関係団体ヒアリング(港北区内特別養護老人ホーム施設長会、ボランティア・市民活動分科会、セーフティネット分科会、保育所分科会、在宅福祉分科会、子育て関係団体)</p>	<p>地区計画の検討・策定</p> <p>地区連絡会議</p> <p>各地区計画推進委員会の開催</p> <p>福祉保健の課題やニーズの把握</p>
令和2年度(2020)	6月 9月 1月 2月	<p>計画策定に関する地域活動調査</p> <p>第1回策定・推進会議</p> <p>第2回策定・推進会議</p> <p>区計画素案についての区民意見募集</p> <p>区計画素案検討</p>	<p>各地区計画推進委員会の開催</p>
令和3年度(2021)	6月 11月	<p>第1回策定・推進会議</p> <p>区民意見募集実施結果の確認 第4期区計画の確定</p>	<p>各地区計画推進委員会の開催</p> <p>地区計画 確定</p>



「ひっとプラン港北」策定・推進会議



福祉関係団体ヒアリング（子育て関係団体）

KOHOKU

「ひっとプラン港北」策定に関する 地域活動調査結果

港北区では「誰もが安心して健やかに暮らせるまち 港北」を目指し、身近な地域の助けあい、支えあいを進めるため、港北区地域福祉保健計画「ひっとプラン港北」を策定、推進しています。

現在第4期計画（令和3年度～7年度）を策定していますが、新型コロナウイルスにより地域のつながりや活動が大きな影響を受けたため、地域活動の現状やまちとのつながりについて調査を行いました。

アンケート調査概要

調査期間：令和2（2020）年6月15日～7月26日
 回答総数：362通
 調査手法：インターネットによる調査

内容抜粋

地域活動を行っていますか？ / コロナ禍の活動についてどのような工夫をされていますか？
 困っていることはありますか？ / 今後、興味・関心がある活動はありますか？
 新しい生活様式が始まり、近隣との付き合いが良かったことや困ったことはありますか？
 新型コロナウイルスの影響下でも人とのつながりを持つために、遠隔（オンライン）での交流を行いましたか？

「ひっとプラン港北」策定に関する地域活動調査（報告書表紙）



地区計画推進委員会

6 用語集

- ア ICT (情報通信技術)** 「ICT」とは「Information and Communication Technology」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
- エ NPO 法人** 「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」という。
- エ LGBT** 生物学的な性 (からだの性) と性の自己意識 (こころの性) が一致しない人、性的指向 (人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念) が、同性や両性 (男女両方) に向いている人などがいる。社会的には少数派となるそうした人たちのことを「性的マイノリティ」という。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。
- エ エンディングノート** 認知症等で意思疎通ができなくなった時や亡くなった時のために自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的な効力はない。
- オ 親と子のつどいの広場** 地域の子育て中の親子 (主に0～3歳の未就学児と保護者) が一緒に過ごせる場所。マンションの一室や商店街の一角等で、NPO 法人などの市民活動団体が運営。親同士の交流、情報提供、子育ての相談等を行う。
- カ 介護者のつどい** 高齢者や障害のある方を介護する人が集まり、介護の苦労を分かち合い、工夫を出し合って情報交換し、在宅の介護がスムーズに長続きできるよう支えあう集まり。
- カ 介護予防・生活支援サービス補助事業** 要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動 (居場所、生活援助、配食、見守り) をしている団体に対し、行政が活動に係る費用を補助している。(通称: サービスB)
- キ 協働** 地域における多様な主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら協力して取り組むこと。
- ク 区民** この計画でいう「区民」とは、国籍を問わず区内に在住・在勤・在学もしくは、港北区を主な拠点として福祉保健に関する活動をしている人のこと。
- ク 区民活動支援センター** さまざまな分野の市民活動、ボランティア活動を応援する拠点。市民活動に関する相談の受付、資料や情報の提供、会議室等の提供などを行う。



ケ	元気づくりステーション	高齢者が身近な場所で主体的に介護予防に取り組むグループ活動事業。グループの立ち上げ・継続を区役所、地域包括支援センターが支援する。運動機能の向上や歯と口の健康増進、栄養改善、認知症予防のための活動などがある。
ケ	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
ケ	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者などの意思決定を援助し、本人が安心して生活ができるように支援を行うこと。
コ	個別支援	個人が生活する上で抱える困りごとや課題を解決していくための支援。地域福祉保健計画の推進の中では、本人の暮らしや思いに着目し、制度やサービスだけではなく住民同士の支えあいを含めた総合的な対応が求められる。
コ	個別支援学級	個々の子どもの障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の学級。横浜市では、市立小・中学校に、「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」の個別支援学級を設置している。
サ	災害時要援護者支援事業	地域住民が災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等を円滑に進めるために、行政が保有する要援護者の情報を提供し、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの取組を支援する事業。
サ	サロン (子育て・高齢者・多世代)	高齢者や障害者、子育て世代の人等、様々な住民が、身近な地域でのお茶会や趣味活動、レクリエーション活動等を通じて、住民同士の交流やつながりづくりを深める活動の場のこと
シ	自治会町内会	一定の地域で、地域の課題解決や住民相互の親睦を目的に自主的に組織された住民団体。住民ならだれでも加入でき、親睦のためのイベント、清掃等の環境整備、防災に関すること等、様々な事業を行う。
シ	社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。
シ	重症心身障害	重度の身体障害と知的障害があり、介護の必要の程度が著しく高く、常に介護を必要とする状態。
シ	主任児童委員	民生委員・児童委員の中から選任され、子どもや子育てに関する支援を専門に担当している。
シ	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健康な食生活を実践できる人間を育てること。
シ	食生活等改善推進員	「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、お腹の赤ちゃんから高齢者まで全世代を対象に、食生活を中心とした健康づくり活動を行っている。

セ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人は、財産の管理や契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合がある。このような人を保護し支援する制度。
チ	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
チ	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制。特に介護予防・生活支援分野は地域福祉保健計画と一体的に推進されている。
チ	地域包括支援センター	高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な総合相談窓口として設置された介護保険制度の機関。総合相談、権利擁護、介護予防マネジメント等を総合的に行う。横浜市では、「地域ケアプラザ」の一つの機能として整備しており、専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が配置されている。
チ	地域防災拠点	家屋の倒壊などにより自宅で生活できない人が、一定期間生活を送る場所。横浜市では、身近な市立の小・中学校等を指定し、防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点にデジタル移動無線を配備している。
チ	地区社会福祉協議会	「地区・地域」ごとに組織された任意の団体で、地域の課題や問題を住民自らが考え「誰もが住みやすいまち」づくり実現に向け日々、様々な活動に取り組んでいる。区内には連合町内会を単位として13の地区社会福祉協議会がある。（通称：地区社協）
チ	地区連合町内会	自治会町内会が集まって構成され、相互の連絡調整や、地域住民の福祉増進のために広域的な事業を実施。港北区には13の連合町内会がある。
ト	当事者	この計画では、社会の中で暮らしづらさを感じている人を指す。
ト	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
ト	特別養護老人ホーム	寝たきり又は認知症のために常に介護を必要とする人で、在宅で介護を受けることが難しい人のための入所施設。
ニ	認知症カフェ	認知症の人や家族、地域住民など誰もが気軽に立ち寄り、情報交換や相談を通じて、孤立予防や介護負担の軽減などを図る集いの場。
ニ	認知症サポーター	認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。友人や家族にその知識を伝える等、それぞれができる範囲で活動。



- ハ** ハザードマップ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路、防災関係施設の位置などを表示した地図。
- ハ** バリアフリー 高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリア等、全てのバリアを除去するという考え方。
- フ** 福祉教育 子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業等を通じて、高齢・障害等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取組。
- ホ** 保健活動推進員 地域における健康づくりの推進役として、生活習慣病予防などの健康づくり活動や各地域での体力測定、ウォーキングなどの活動を行う。
- ホ** ボランティアセンター 個人や団体を対象としたボランティア・市民活動に関する総合的な相談窓口。ボランティアのコーディネートや活動上の相談への対応などを行う。
- ミ** 民生委員・児童委員 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねている。地域の身近な相談相手として、介護や子育て等の福祉に関する様々な相談に応じ、利用できる福祉サービス等の情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介したりする「つなぎ役」となっている。
- ミ** みんなの居場所 高齢者、障害者、子育て中の親・子ども等、地域の誰もが参加・利用できる場所として港北区社会福祉協議会が推進している活動。
- ヨ** 横浜型地域貢献企業 横浜市民を積極的に雇用している、市内企業との取引を重視しているなど、地域を意識した経営を行うとともに、本業及びその他の活動を通じて、環境保全活動、地域ボランティア活動などの社会的事業に取り組んでいる企業等を、一定の基準の下に「横浜型地域貢献企業」として認定し、その成長・発展を支援する制度。スマートフォン等で身近な地域貢献企業を確認できる「地域貢献企業マップ」がWEB上に公開されている。
- ヨ** よこはま成年後見推進センター
(運営：横浜市社会福祉協議会) 横浜市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として、横浜市と連携し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発、市民後見人の養成・支援などを行う機関。
- ロ** 老人クラブ 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。会員は概ね60歳以上。

7 「ひっとプラン港北」策定・推進会議、同検討部会委員名簿

● 「ひっとプラン港北」策定・推進会議

令和3年1月現在（五十音順 敬称略）

氏名	所属
内海 宏	(株) 地域計画研究所 所長
片野 芳昭	港北区社会福祉協議会 地区社会福祉協議会 分科会 副会長
畔柳 三笑	港北区社会福祉協議会 セーフティネット分科会
酒井 松雄	港北区老人クラブ連合会 会長
鈴木 悦朗	港北区医師会 会長
関 治美	港北区連合町内会 副会長
原 美紀	NPO 法人びーのびーの事務局 局長
福松 美代子	港北区保健活動推進員会 会長
星野 昌昭	下田地域ケアプラザ 所長
本田 和徳	しんよこはま地域活動ホーム 所長
村野 明美	港北区ボランティア連絡会 会長
山口 早苗	港北区民生委員児童委員協議会 副会長

● 「ひっとプラン港北」策定・推進会議 検討部会

令和元年9月～12月（五十音順 敬称略）

氏名	所属
飯島 忠則	成年後見サポートネット 専門職団体
大森 幹雄	港北区保健活動推進員会 副会長
川原 裕美子	港北区民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表
白鳥 千代子	日吉地区社会福祉協議会 事務局 局長
多戸 祥子	介護予防・生活支援サービス補助事業 実施団体
豊田 宗裕	聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 教授
永野 和子	港北区民生委員児童委員協議会 副会長
本田 和徳	しんよこはま地域活動ホーム 所長
水村 志津子	新羽地域ケアプラザ 所長
宮本 いずみ	港北区生活支援センター
武藤 啓司	NPO 法人楠の木 学園 顧問



発行・お問合せ

令和3年12月発行

港北区役所 福祉保健課 事業企画担当
TEL 540-2360 FAX 540-2368
E-mail ko-fukuhoplan@city.yokohama.jp

社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会
TEL 547-2324 FAX 531-9561
E-mail info@kouhoku-shakyo.jp

ひとつプラン港北

検索



港北区役所 HP ▶

港北区社協

検索



港北区社会福祉協議会 HP ▶